

## 文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の概要

### 1 条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、新たに創設される「特定乳児等通園支援事業」について、区における運営の基準を定めるため制定するものである。

### 2 概要

#### (1) 一般原則（特定乳児等通園支援事業者の責務等）

##### ① 質の確保

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。  
(第2条第1項)

##### ② 子どもの尊重

子どもの意思及び人格を尊重し、常に子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供に努める。(同条第2項)

##### ③ 連携体制

地域・家庭・医療・福祉機関等との密接な連携に努める。(同条第3項)

##### ④ 人権擁護・虐待防止

責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、職員研修等の措置を講ずるよう努める。(同条第4項)

#### (2) 適正な運営のための基準

##### ① 利用定員の管理

1時間当たり、1か月当たりの利用定員を定め、これを超えて支援を行ってはならない。  
(第3条、第21条)

##### ② 契約と利用者保護

###### ア 事前説明

利用開始前に保護者と面談し、保護者の状況や子どもの養育環境を把握するとともに、運営規定、職員体制、費用等の重要事項を書面で説明・同意取得することを義務付ける。  
(第4条)

###### イ 応諾義務

正当な理由がない限り、利用申込みを拒んではならない。(第5条)

###### ウ 申請援助

支給認定を受けていない保護者に対し、申請が行われるよう必要な援助を行う。(第8条)

###### エ 適正な徴収

法定給付額以外に実費（食事代等）を徴収する場合は、書面による事前説明と同意を必須とする。(第12条)

##### ③ サービスの質の向上

ア 内容の準拠

保育所保育指針に準じ、子どもの状況に応じて適切な支援を行う。(第 14 条)

イ 自己・外部評価

自ら評価を行うとともに、外部評価を受け、結果を公表するとともに改善を図るよう努める。(第 15 条)

ウ 職員の資質

職員の勤務体制を確保し、研修機会を設ける。(第 20 条)

(3) 安全管理と権利擁護

① 緊急時対応

子どもの体調急変時その他必要な場合には、速やかに保護者や医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じる。(第 17 条)

② 差別・虐待禁止

国籍、信条、社会的身分等による差別の禁止、および職員による虐待行為を禁止する。(第 23 条、第 24 条)

③ 秘密保持

職員に対し、業務上知り得た秘密の保持を義務付ける。退職後も同様とする。(第 25 条)

④ 事故対応

事故防止指針の策定、事故発生防止のための定期的な委員会・研修を実施する。事故発生時は、家族等に連絡を行い、事故の状況や処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。(第 30 条)

(4) 適正な事務管理

① 苦情解決

相談窓口を設置し、苦情に迅速かつ適切に対応するとともに、苦情内容を記録し、自治体の調査や指導・助言には誠実に対応する。(第 28 条)

② 会計の区分

事業の会計をその他の会計と区分して整理する。(第 31 条)

③ 記録の整備・保存

支援記録や事故記録などは、完結の日から 5 年間保存することを義務付ける。(第 32 条)

④ デジタル対応

書類の作成、保存、同意取得等については、電磁的方法（電子データ）による運用を可能とする。(第 33 条)